掛川市条例第11号

掛川市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員定数条例の一部を改正する条例

掛川市職員定数条例(平成17年掛川市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては 「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に 改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 市長の事務部局の職員 <u>472人</u>	(1) 市長の事務部局の職員 <u>491人</u>
(2) (略)	(2) (略)
(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員
<u>166人</u>	<u>139人</u>
(4)~(9) (略)	(4)~(9) (略)

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。